

とらのあな 広告掲載基準



制定日:2014年9月30日
発行者:株式会社虎の穴

広告掲載基準 総則

第1条 この広告掲載基準は、とらのあなが運営する通信販売サイトへの広告掲載、並びに甲の管理、運営する店頭において受け渡す商品又は通販貨物にチラシ広告の封入（以下まとめて「広告掲載等」という）を希望する広告主及び広告代理店（以下まとめて「広告主」という）を対象とする。

1 広告掲載基準について

広告掲載基準は、広告掲載等を希望するすべての広告に適用される基準であり、広告掲載を申し込む広告主は本基準（個別基準を含む）を遵守しなければならない。

2 広告掲載基準と掲載の可否判断の関係について

当社の個別の判断により、本基準を満たしている場合でも広告掲載等が不可となる場合、または本基準を満たさない場合でも、広告掲載等を認める場合がある（ただし、法令に違反するものはいかなる場合も不可とする）。なお、広告掲載等の可否を判断した理由については回答しない。

3. 広告掲載等の可否判断と広告の責任について

当社は、本基準に基づいて個別に広告掲載等の可否の判断を行うが、広告掲載等を契約する際には、広告に関する責任は広告主自身が負うことを承諾したものとする

規制業種又は事業者

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は広告掲載等しない。

- (1) 当社の競合にあたる事業と判断したもの
- (2) たばこ事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条該当するもの
- (4) 風俗営業類似のもの
- (5) 消費者金融に係るもの
- (6) 賭博・カジノ等ギャンブルに係るもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受け等
- (10) 民事再生法及び会社更生法による、再生・更生手続き中のもの
- (11) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (12) 反社会的勢力又は社会問題を起こしている事業者
- (13) その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの

広告掲載等禁止商品・サービス

第3条 次の各号のいずれかに該当する商品・サービスは広告掲載等しない。

- (1) タバコ
- (2) アダルト関連グッズ
- (3) 規制禁止薬物（覚せい剤、大麻等）、脱法ドラッグ、合法ハーブと称されるもの
- (4) ブランド商品の模倣品、偽造品
- (5) 銃砲刀剣類
- (6) 賭博・カジノに関連するサービス
- (7) 先物商品
- (8) 国内で承認されていない医薬品・医療機器
- (9) マルチ商法、ねずみ講等に関わる商品・サービス
- (10) 暴力団等反社会的勢力と関連する商品・サービス
- (11) 個人情報を取得売買するもの
- (12) 宗教団体への勧誘、又は不況活動に係るもの
- (13) 違法又は違法性のあるもの
- (14) その他当社が不適切と判断した商品・サービス等

広告掲載等の基準

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は広告掲載等しない

- (1) 法令に違反し又は違反するおそれのあるもの
- (2) 誹謗中傷や、名誉を棄損するもの
- (3) 肖像、商標、著作物等を無断で使用するもの
- (4) JASRACその他著作権管理団体が管理する歌詞を使用するもの
- (5) プライバシーを侵害するもの、個人情報取得、管理、利用等に十分な配慮がなされていないもの
- (6) 他人を差別するもの又は人権を侵害するもの
- (7) 詐欺的なもの又はいわゆる悪質商法とみなされるもの
- (8) 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現のもの
- (9) 投機心を著しく煽る表現のもの
- (10) 射幸心を著しく煽る表現のもの
- (11) 非科学的又は迷信に類するもの、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの
- (12) 占い及び運勢判断に関するもの
- (13) 犯罪を肯定、美化、助長するもの
- (14) 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの
- (15) サービス、商品の内容が不明確なもの
- (16) 内外の国家、民族などの尊厳を傷つける恐れがあるもの
- (17) 暴力的表現、わいせつ表現、誹謗中傷、精神的圧力、差別、欠点の訴求、犯罪行為の助長など、他者に不快感を及ぼす恐れがある表現を含むもの
- (18) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (19) その他、当社が不適切と判断したもの

規制の対象・範囲

第5条 本基準は、ホームページに掲載する広告あるいはチラシ広告の内容のみならず、当該広告がリンクあるいはチラシ広告に記載・掲載ないし貼付等（以下「リンク等」という）しているWEBページの内容についても適用される。

広告の内容・表示に関する個別法令の遵守

第6条 ホームページ上のバナー広告又はチラシ広告並びにそのリンク等しているWEBページの内容は、各種法令やガイドライン等の規制ないし基準に合致したものでなければならない。当社は内容の訂正又は削除等が必要な場合には広告主に対して訂正又は削除等を要求できるものとし、広告主が正当な理由なくこれに応じない場合は、広告掲載等を行わず、又は広告掲載等を停止、中断または終了する。

広告主の明示

第7条 バナー広告又はチラシ広告には、テキスト広告などを除き、以下の各号のいずれかを、視認可能な大きさと表示する（商品写真などの代替はできず、商標登録されていないものを使用する場合は、必ず会社名も明記する）。

(1) 広告主の会社名、ブランド名、商品名、サービス名のいずれかのロゴマークの表記

(2) 「提供：〇〇」などの表記

2 ダブルブランドによる広告の場合、以下の各号の基準を満たすものとする

(1) 複数企業の主従関係が明確であり、ユーザーが混乱しない内容であること

(2) 複数企業で広告をすることの必然性や関連性が明確であること

(3) 訴求しているプロモーションの主体者が明確であること

責任範囲

- 第8条 当社が第三者からバナー広告又はチラシ広告並びにリンク等しているWEBページに起因して損害を被ったという請求を受けた場合、広告主は自己の責任及び費用負担においてこれを解決するものとする。ただし当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
- 2 システム障害、メンテナンス等やむを得ない事由に基づき広告掲載等が一時的に中断される場合があることを、広告主はあらかじめ承諾するものとする。
 - 3 当社は、広告掲載等に関する契約が成立した後または広告掲載等が開始された後においても、内容について法令違反や不正等の恐れがあると判断した場合、広告主に対して債務不履行や損害賠償等の一切の法的責任を負うことなく、広告掲載等を直ちに停止、中断、終了させることができる。
 - 4 掲載する広告の原稿又は素材は広告主の責任と負担で制作する。なお広告掲載にあたってトリミング等の修正がある場合は当社の判断でこれを行うものとし、広告主はこれを承諾するものとする。

反社会的勢力との取引

第9条 広告掲載等を希望しこれを申し込む者は、申込者のみならず、申込者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等が、現在、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。これに反した場合は、判明次第、直ちに広告掲載等を中断等し、場合によっては法的措置を講じるものとする。

- (1) 暴力団とその準構成員および関係企業、あるいはそれに準ずる者と関係者
- (2) プロ市民（事態の改善等を求める一般の市民活動とは異なり、利益性の追求に主眼を置いて活動を行う政治的活動家や団体）およびそれに属する個人および団体関係者

個別の基準

第10条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。